

共 同 参 画



内 閣 府

Special Feature

特集／女性に対する暴力の根絶に向けて

Special Interview

スペシャル・インタビュー／加藤 治子

性暴力救援センター・大阪 SACHICO代表



主な予定

Schedule

(平成22年)

11月12日～25日

女性に対する暴力をなくす運動（主唱：男女共同参画推進本部）
（11月25日 女性に対する暴力撤廃国際日）

11月13日

男女共同参画宣言都市奨励事業（福井県南越前町）

11月15日～21日

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
（主唱：法務省、全国人権擁護委員連合会）

11月20日

男女共同参画宣言都市奨励事業（熊本県菊池市）

12月4日～10日

人権週間（主唱：法務省、全国人権擁護委員連合会）

(平成23年)

1月29日

男女共同参画フォーラム（仙台市）

就任あいさつ

Greeting

内閣府特命
担当大臣
(男女共同参画)

岡崎 トミ子



Okazaki Tomiko

男女共同参画は、女性も男性も、誰もが生きやすい社会、能力を十分に発揮できる社会を築く上で不可欠な課題であり、私自身、長年にわたり取り組んでまいりました。

これまで、男女共同参画が十分に進んでこなかったという反省に立ち、担当大臣として、年内に策定する第3次男女共同参画基本計画を実効性あるものとするとともに、政策方針決定過程への女性の参画の拡大、経済分野における女性の活躍の促進、女性に対する暴力の根絶などの取組をしっかりと進めてまいります。

今月は「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。女性に対する暴力は、身近にある重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。非常に痛ましい事件にまで発展する事例も生じています。女性に対する暴力の根絶、そして、配偶者からの暴力や性暴力被害者の支援に全力を尽くしていきます。

男女共同参画社会の実現に向け、世代や性別を超えて、国民の皆様と手を携えながら取り組んでまいりますので、皆様のご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

目次

Contents

特集

女性に対する暴力の根絶に向けて

Page 02

スペシャル・インタビュー

被害者に寄り添った支援の実現のために
～性暴力救援センター・大阪 SACHICO～/
加藤 治子 性暴力救援センター・大阪 (SACHICO) 代表・
産婦人科医

Page 10

連載

その1 ワークライフ・マネジメント実践術⑦／

渥美 由喜 (株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)

Page 12

その2 こんにちは!厚生労働省です。

～雇用の分野における男女共同参画の取組をご紹介します～
改正次世代育成支援対策推進法の施行について

Page 13

その3 秋田大学における男女共同参画の取り組みについて

Page 14

取組事例ファイル (自治体編)

東京都

Page 15

取組事例ファイル (企業編)

大和証券グループ

Page 16

取組事例ファイル (団体編)

マイクロソフト株式会社

Page 17

ニュース&インフォメーション

苦情処理取りまとめ結果公表 他

Page 18

リレートーク

黒松 正代 (ストップDV・サポートの会 事務局)
岡本 峰子 (札幌市男女共同参画センター 所長)

女性に対する暴力の根絶に向けて

DV対策における「長崎モデル」の推進 ～民間との協働による被害者の自立支援等について～

長崎県子ども政策局子ども家庭課

長崎県では、被害者の立場にたった切れ目のない支援と、暴力を未然に防ぐための予防教育や意識の啓発を市町と連携して進めていくことを目標に2009年12月に第2次長崎県DV対策基本計画を策定しました。

2007年に児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健センターの5機関を統合した長崎子ども・女性・障害者支援センターを開設し、多職種の専門家チームによる相談支援体制を確立し、併せて、佐世保子ども・女性・障害者支援センターに女性相談部門を開設し、配偶者暴力相談支援センターとして県北地域の相談支援体制の充実を図っています。

また、他県には例がない一時保護中の同伴児童に対する訪問教育を行っており、今年9月には、一時保護中の同伴児童が、周囲の目を気にせず、伸び伸びと遊べるよう、屋内運動施設が完成したところです。

このような被害者の立場にたった総合的支援を「長崎モデル」と呼び、更に推進していくこととしています。

本県には、DVの根絶のために活動を続けているNPO法人DV防止ながさきがあり、これまでも、長崎県DV対策等推進会議やDV被害者支援ネットワーク会議への参画、研修会や講習会の共催等で連携を行ってきましたが、2010年1月より、厚生

労働省の「安心子ども基金」を活用した「婦人保護施設の退所者（DV被害者等）等に対する就労支援事業」をNPO法人DV防止ながさきとの協働により実施しています。

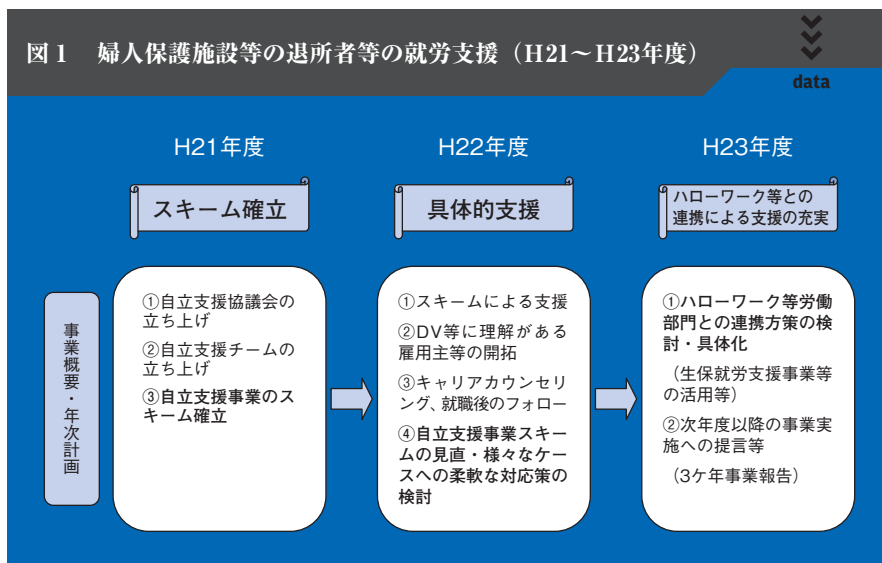
この事業は、DV被害者等の就労による社会的自立を目指すために、ソーシャルスキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、働きやすい職場の開拓及び就職後の訪問等を行い自立支援を図ることを目的としています。

本県のDV被害者等退所者の状況は、一時保護所退所後にアパート等を借りて生活をはじめの方が多く、見知らぬ土地で、子どもを育てながら新生活を開始するにあたり、住居・子どもの学校・役所への手続き、離婚調停や保護命令の手続き

等、たくさんのことを自分で決定し行う必要がありますが、DV被害により身体的にも精神的にも疲れている方にとっては、負担が大きく、困難を抱えています。このような方々が、退所後すぐに就労するということは現実的には難しく、生活にかかる問題を解決しなければ就労には結びつかないという実態から、3年計画として事業を組み立てました。（図1）

また、事業を実施するには、女性問題やDVについての正しい理解を持ち、実際に支援を行っている団体でなければ二次被害を防止できないという観点からNPO法人DV防止ながさきを事業者として選定し、長崎子ども・女性・障害者支援センター（婦人相談所）、県子ども家庭課及び

図1 婦人保護施設等の退所者等の就労支援（H21～H23年度）



長崎県では、「安心こども基金」を活用し、DV被害者等の就労支援事業をNPOとの協働により推進しています。

長崎県母子家庭等自立促進センターとのチーム支援により事業を実施しています。(図2)

1年目は、チーム支援にかかる運営協議会を立ち上げ、支援を行いながら、対象者別の支援スキームを策定しました。現在2年目の取組を行っていますが、スキームを活用した具体的支援を行い、スキームの見直し、就労支援の方策を検討することとしています。来年度は、ハローワーク等の労働部門との連携を行い、退所者等に対する就労支援の方策をとりまとめることにしています。

これまでの事業の効果として、NPOの柔軟な対応により、被害者が役所、ハローワーク、裁判所等へ行く際の同行支援は、心強い支えとなり、手続きが円滑に進むことにより被害者の心理的回復につながっています。

また、一時保護所入所中から支援を行い、一時保護所とNPOとのチーム支援により、被害者の退所後の生活への不安感が軽減されています。

さらに、定期的な支援者を集めた会議の開催により、個々の被害者に対するきめ細かな支援の方策を検討するうえで、地域で健康で自立した生活を送るためには、さまざまな克服すべき困難があることを行政・NPOが互いに認識し、解決に向けて協力し合い、さまざまな活用資源についての情報交換を行いながら支援スキルを高め合っています。

このような被害者の立場にたったきめ細かな支援により、支援を行った被害者の中には、既にハローワークが行う訓練の受講、試行的雇用、

在宅就業を開始した人もいます。

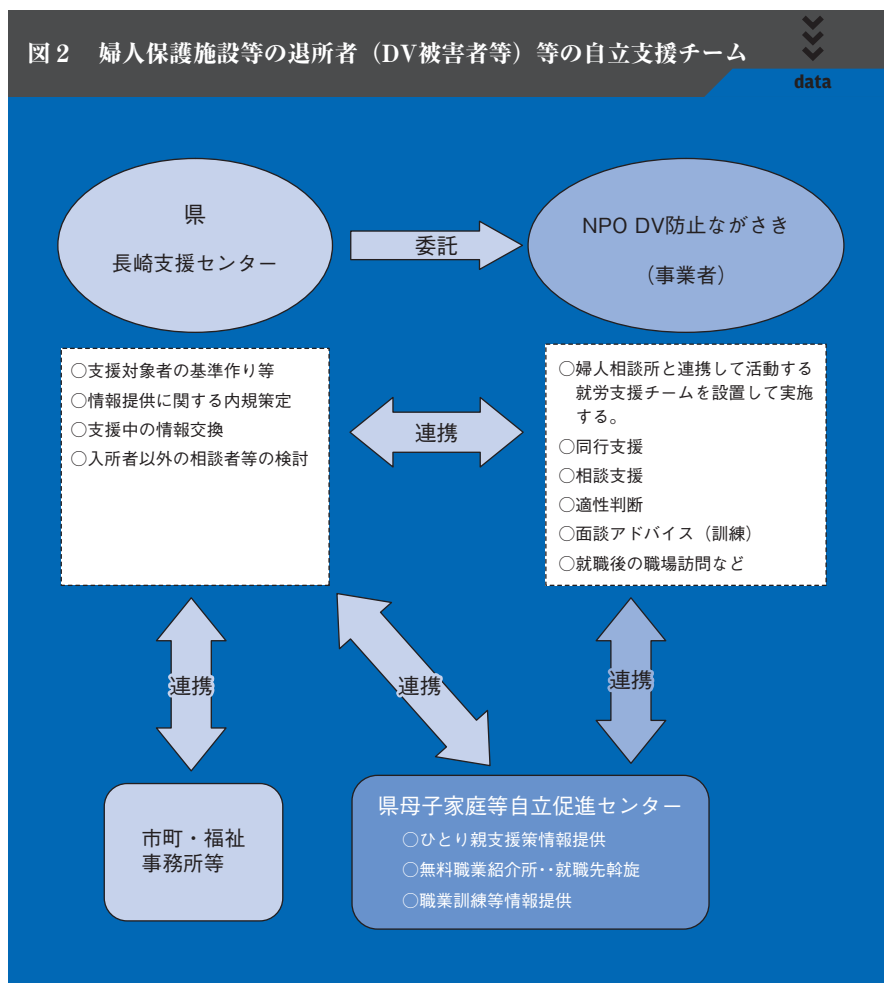
また、今年10月から、内閣府が3月に策定した若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材等を活用し、県内8か所でDV防止教育指導者養成事業を、デートDV防止授業を7年間実施しているNPO法人DV防止ながさきに委託して実施しています。

この事業は、県内高校生が在学中に1回は専門的なDV防止教育が受けられる体制を整えるため、県内で約90名の指導者を養成するものです。

さらに、11月からは、暴力の被害を受けた子どもの心理回復を行うため、支援スタッフの養成にも取り組み、この事業についても、複数の民間支援団体と協働で実施することとしています。

このような取組により、地域における支援の輪を広げ、市町や関係機関、民間団体等と連携を図りながら暴力のない社会の実現のために「長崎モデル」によるDV防止の取組を推進していきます。

図2 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等の自立支援チーム



自立支援をいっそう進めるために ～DV防止ながさきの活動と官民連携事業について～ —民間ならではの柔軟さを生かして、地域で生きていくための支援を模索中—

NPO法人 DV防止ながさき

平成21年度に長崎県から、「一時保護所を退所した方々などへの就労支援を委託事業としてやってみませんか」とお話があった時には、これはぜひ実現したい事業だと飛びつく思いでした。

DV防止ながさきは、2002年の団体設立以来、電話相談や面接相談、啓発講座、若い世代への予防教育、そして当事者の方たちの居場所づくりなどといった活動を、いわばボランティア活動の範囲で続けてきていましたが、当団体でシェルターを所有しているわけではありません。行政との連携も特にルールはなく、相談窓口の紹介や、一時保護の必要があれば、県の配偶者暴力相談支援センターを紹介してつなぐという程度でした。退所者の方が、たまたまDV防止ながさきへ個人的に依頼されることがあれば、支援をするというかわりが多かったと思います。

しかし、多くの被害者の方が共通して言われる「一時保護所を出て最初の一週間がもうとても不安で・・・」ということばがいつも気になっており、なんとか地域での生活のスタートの時点から有効な支援ができれば、その後の生活がかなりスムーズになるのではないかと思います。思いが強くありました。

平成22年2月から、長崎県の委託事業として地域での生活の支援がで

きるようになった今は、ご本人が希望さえすれば、その意志に基づいて支援ができるし、何よりも行政の支援の延長線上に民間の支援が位置づけられることにより、切れ目のない支援の実現が可能で、利用者の安心感も格段に高まったと思います。

具体的な支援の流れは、事業の性格上、あまり詳細には書けませんが、支援を希望する被害者の方と担当者（支援者）が話し合いをしてどのような支援を希望しているのかを確認し、地域で生活を始めると同時にニーズに応じた内容の活動をスタートさせるという仕組みとなっています。（図参照）。

しかし、「就労支援事業」と銘打ってはいるものの、被害者の方々の回復や自立、就労は、簡単なものではありません。それまでの長い暴力の影響で傷つきが深いほど時間がかかります。就労以前の段階で、まず安心、安定した環境づくりが第1であり、その環境が整うまでに、場合によっては数年かかることもあります。しかも1人ずつ必要な支援内容は全く異なっていて多岐にわたっています。

被害者の方々は、暴力というたいへん過酷な経験に加えて、いきなり経済上の問題、子育ての不安、調停や離婚にむけての不安、見知らぬ土地での孤立感など、予想もしなかった問題に次々と直面し、それを解決

しながら生活していかなければなりません。

暴力被害のトラウマで恐怖や不安が強く対人関係そのものが苦痛になっている場合も多く、各役所の手続きや裁判所に一人で出向くことにも困難を感じる場合があるので、支援者が同行することだけでも本人の安心感は大きくなります。心身の状態が悪く医療が必要になっているケースでは、まず生活を安定させるために通院や服薬をきちんとしているかなどの確認が必要なこともあります。保護命令発令中などで加害者の追跡の心配があるケースでは、夫の動向に過剰に反応して動揺しないように気持ちをサポートすることも必要です。それぞれの状況は千差万別ですが、問題が起きたときに、とりあえずいつでも相談できる支援者の存在があるだけでも、本人の心身の安定につながることを痛感しています。

これまで多くの方々の支援申し込みを受けてきていますが、本当に様々な方がいらっしゃるので、支援メニューは私たちが当初想定したよりも、どんどん幅が広がっていて支援者も忙しく走り回ることが増えています。

- 支援活動の一部を紹介すると、
- ・離婚や調停などにむけての個別の対応の相談、同行
 - ・当事者同士が安心して話せる集い

これまでの活動の中で、「保護所を出て最初の一週間が不安で寂しくて・・・」という被害者の方のことばが気になっていた折、保護所を退所した方等への就労支援事業を長崎県から委託され、官民連携の活動がスタートしました。想像以上に様々なニーズがあることがわかり必要性、有効性を痛感しています。

の場をつくり、孤立しないような環境を作ること

- ・生活保護、年金、介護保険など役所の窓口に必要なに応じて同行、場合によっては役所での交渉に助言
- ・入退院の手伝い、通院補助
- ・夫や元夫の行為への恐怖、不安に対するサポート
- ・就労情報提供、ハローワークへの同行、キャリアカウンセリング
- ・家計管理、育児などの基本的な生活面の相談、急病などの相談、家庭訪問
- ・クローズドな携帯サイトを使っての就労情報やお役立ち情報提供、などが主な活動となっています。

サポートする側としては、あくまで「自立」を支援することを大事にし、あまり依存的になってしまわないように適切な距離を保ちながらの支援が大事だと思っています。また支援者と被害者の1対1の個人的な関係だけにならないよう、集いの場で複数の支援者と顔見知りになったり、会議でそれぞれの方針を確認しながら、支援者全員でかかわっているという意識を持つようにしています。

モデル的な事業としてとりあえずは3年間という時限で始められているこの就労支援事業ですが、やればやるほど、このような枠組みでの支援が地域での自立には欠かせないという認識を深めています。

そしてこのような支援には民間団体ならではの柔軟な対応が必要で、行政と民間の役割分担によって、より被害者の方々に有効な支援ができ

るのではないかと考えています。今後、このような支援が全国どこの地域でも当たり前に行われるような仕組みが永続的に作られていくことが必要だと思います。

反面、民間ならではの活動が有効とは言えるものの、民間団体が継続して活動するためには、やりがいのあるこの仕事を続けたいというスタッフの気持ちに応えるだけの経済的な基盤が欠かせません。

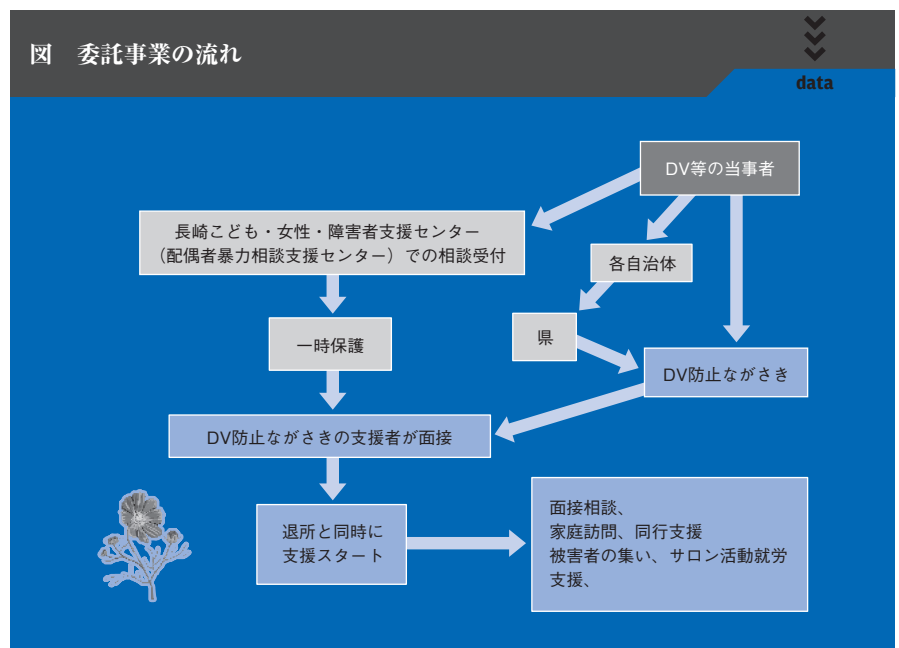
民間の経済基盤の確立が重要だと思います。

今後の夢としては、地域に点在して、孤立して生活している被害者の方々が、できれば集合して住めるようなステップハウス、グループハウスがあるといいねとか、その中の集会室で、簡単な就労訓練の場が持てたり、工房活動や、趣味のクラブ活動などをお互いが教えあったりする

場があれば、早く元気になれるよね、など夢が膨らみますが、このような具体的な夢をイメージできるのも、地域で必要な支援機能というのが具体的に見えてきたためだと思います。

また、これまでの活動の中から、まず暴力を生まない社会づくりのための予防教育の重要性、そして起きてしまった暴力の被害を最小限に食い止めるための早期支援、子どもへの影響を最小限にするための子ども支援、そして地域での自立支援のしくみづくり、そういった予防から支援までのトータルな枠組みが必要だと痛感しています。

図 委託事業の流れ



吉川市が配偶者暴力支援センターを立ち上げた理由

吉川市市民生活部市民参加推進課

埼玉県で唯一市町村
設置の配偶者暴力相談
支援センター

埼玉県の東南部に位置する吉川市。人口6万6千人、まだ田園風景も残しながらも、都心まで1時間以内の利便性から人口は増加中、平成24年春には新駅も設置される予定の活気あふれるまちです。

そんな吉川市は20年近く前から様々な男女共同参画事業に取り組み、平成11年には女性センターの機能を持った複合施設を設置、平成15年には男女共同参画推進条例を制定（翌年施行）、そして昨年3月に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定、同年6月に埼玉県では唯一、市町村の配偶者暴力相談支援センターを設置しました。現在、埼玉県には配偶者暴力相談支援センター（以下、「センター」という。）は県と吉川市の2か所しかありません。

吉川市はセンターを立ち上げなければならないほど相談が多いのかというそうではなく、実は開設前、平成20年におけるDVに関する相談は延べでも39件という状況です。それなのにあえて計画をつくり、センターを立ち上げた理由は、今だからというより今のうちに、という思いがあったからです。相談が毎日舞い込み、その対応に追われる状況になってからでは計画策定に時間など

割いてられません。センターなど、立ち上げたとたんにどうになってしまうのだろう、という心配でうかつにやろうなどという気にはならなかったと思います。センターと名乗ったとたんに、庁内に分散されていた相談が一気に集中してしまうかもしれないと考えると二の足を踏んでしまうでしょう。でも、今なら出来る、市ではこのように判断したのです。

計画を策定したことによって、改めて庁内の支援体制の盲点、お互いの意識のずれや勘違い、そして今必要なものが見えてきました。被害者支援は私ども市民参加推進課だけではできません。当然、福祉や保健、教育委員会など様々な分野との連携が必要です。文章化、図式化することによって様々な課題が見え、それを共通認識とすることができました。

そして今の吉川市の状況なら、体制を整えながらセンターの機能の充実が図れます。吉川市程度の規模であるから、庁内の連携もとりやすく、また様々な分野のノウハウを蓄積できる状況であると思います。

やりながら体制を整えるというのは被害者にとって失礼なことかもしれませんが、センターは立ち上げることに意味があります。たとえ少々もたついたとしても、そこで証明書が出せる、というように、センターを名乗ったことにより、被害者に

とって多くの利便性をもたらします。

どちらの市町村も現在、様々なDV被害者支援をしているはずで、計画をつくるのもセンターを立ち上げるのも、決して新しい労力を要するわけでもなく、ましてや多くの予算が必要なわけでもなく、逆に取り組むことによって多くのメリットが支援者にも自治体にも生まれます。

支援センター機能を庁舎内
担当課窓口

吉川市はセンター機能を市民参加推進課の中に持たせました。女性センターの機能を持つ施設もあるのですが、あえてそこではやらなかった、その理由ですが、「生活保護担当との交渉など庁内の連携が取りやすい」、「過去に他課での相談履歴など、情報・資料等を集めたり出したりしやすい」、「男性職員も多く加害者が来ても対応しやすい」、「相談者が何のために来所したか他人にはわからないので相談に行きやすい」、「設置しやすい、設備費がいらぬ」といったところです。

さて、昨年6月のセンター設置により確かに受け付ける相談の件数はいきなり倍に跳ね上がりました。

これは、窓口の一本化ということでは他課に直接行っていた相談が、一度はここに集まってくるからだと思っていました。しかし、その後調

埼玉県の市町村で唯一、配偶者暴力相談支援センターを設置した吉川市。人口六万六千の決して大きくはない市ですが、センターを立ち上げて、改めて市町村がセンターを立ち上げる意義、市町村だから出来ることが見えてきました。

べたところ、他課への相談件数は減っていませんでした。つまりここで相談できる、と被害者が集まってきたということでしょうか。逆にいえば潜在的ニーズがあったということです。「うちはまだ、そんなに件数も多くないし需要がないから」とおっしゃる自治体も多くありますが、それは相談の機会がないからです。必要とする住民はどこ地域にも必ず存在するはずです。

ところで、受け付ける相談件数は増えましたが、逆にその対応はスムーズになりました。しっかりと計画の中で各部署の役割分担を決めておいたからです。相談者にとってはメリットばかりのセンター設置ですが、逆に担当にとってもメリットは大きいはず。各課との役割分担をしっかりと計画上に位置づけておけば、むしろやりやすいし様々なストレスはないはず。です。

市町村が支援センターを設置する意義

ところで、市町村にセンターを設置するメリットとは何でしょうか。

まずは近いですから被害者が相談に行きやすい。被害者に関する様々な情報（他課への相談履歴・住民記録など）が得やすい（もちろん本人了解のうえで収集）。他部署と連携をしやすい。相手の顔が見える。且つ小規模自治体なら元々の件数も少ないので取り組みやすい、といったところです。これらにより「迅速な対応」「きめ細かな対応」「継続的な支援」が実現します。

全国の配偶者暴力相談支援セン

ターにおける平成21年度の相談状況ですが、全182のセンターにおける相談の68.5%が電話による相談です。それに対し来所は28.8%しかありません。県のセンターなどは電話が89.8%、来所が10.2%です。それに対し吉川市のセンターでは、電話による相談は37.6%、来所が47.3%。残り15.1%は出張（出向いの相談）などです。つまり、60%以上が顔を合わせての面談となります。顔を見ながらの相談で相手の状況が分かります。大きなあざを作っていたり、精神的に参っている様子が分かったり、電話では決して知ることが出来ない情報が入ってきます。一緒に連れてくる子どもが問題を抱えていることを見つかる場合もあります。このこと一つ見てもセンターは市町村が持つべき機能であると考えています。

また、一時保護には必ずと言っていいほど必要となってくる「生活保護」も市町村の役割です。そこをきちんと押さえられるのも市町村のセンターであるからこそ、ではないで

しょうか。県や県の保健所がセンター機能を持ったとしても、その後の様々な福祉施策などは、市町村が主体となって動かなければならないわけですから。

センター設置は男女共同参画社会実現のステージの一つ

本来ならば、女性が夫と離れると「生活保護」と直結してしまう、その社会構造こそ変えなければならぬはず。DVは被害者が社会的立場や体力的に弱い女性だから発生すると考えています。男女共同参画社会の実現なくしてDVの解決はありません。我々自治体はこのDV被害者支援を通して、社会がどうあるべきかを男女共同参画の視点で問い続ける役目があると思っています。これからも、この事業を一つのステージとして捉え、男女共同参画推進のための様々な施策に取り組んでいきたいと思っています。



「交際相手からの暴力に対する予防啓発活動～札幌法務局の取組～」

札幌法務局人権擁護部

【はじめに】

本年9月17日、当局において、内閣府男女共同参画局推進課及び佐賀県DV総合対策センター原健一所長の御協力をいただき、日ごろ交際相手からの暴力の予防啓発活動に取り組んでいる人権擁護委員、配偶者暴力相談支援センター（北海道立女性相談援助センター）相談員、DV被害者を支援するNPO法人の職員及びスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの方々47名の参加の下、「交際相手からの暴力に関する予防啓発指導者研修（以下、「指導者研修」という。）を実施しました。

本指導者研修は、当局において、若年層における交際相手からの暴力（以下、「デートDV」という。）に関する予防啓発活動の取組の一層の強化に向け、人権擁護委員に対する研修会の企画を検討する中で、内閣府男女共同参画局推進課に対し、研修の実施につき協力を依頼したところ、快く引き受けていただき実施に至ったものです。また、指導者研修の内容が、人権擁護委員のみならず、日ごろDV被害者に対する支援活動及びデートDVの予防啓発活動に取り組んでいる公的機関の相談員、NPO法人等の民間活動家及びスクールカウンセラー等の方々にも有意義なものになると考え、前記の方々に対し、本研修への参加の案内

をしたところ多くの参加をいただきました。

【法務省の人権擁護機関における各種人権課題への取組】

法務省の人権擁護機関である法務省人権擁護局、法務局人権擁護部（全国8か所）、地方法務局人権擁護課（全国42か所）及び法務局・地方法務局の下部機関である支局（全国273か所）では、法務大臣から委嘱され全国の市区町村に配置された人権擁護委員（全国約14,000名）とともに、人権相談、人権侵害を受けた被害者の救済活動及び人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動を行っています。また、全国の法務局・地方法務局の管轄市区町村に在住する人権擁護委員をもって組織された人権擁護委員組織体には、子どもの人権問題や男女共同参画など、個別の問題に取り組む委員会（又は部会）が設置され、人権擁護委員は、それぞれの委員会等においても活動しているところです。

法務省の人権擁護機関では、「女性」「子ども」「高齢者」「障害のある人」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「ホームレス」「性的指向」「性同一性障害者」「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」「人身取引（トラフィッキング）」等

に関する人権問題に取り組んでおり、子どもの人権課題及び女性の人権課題においては、全国50か所の法務局・地方法務局に全国共通の専用相談電話「子どもの人権110番（0120-007-0110）」「女性の人権ホットライン（0570-070-810）」を設置し、いじめ、虐待、体罰といった子どもをめぐる様々な人権問題、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じるとともに、啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

「デートDVに対する札幌法務局及び札幌人権擁護委員連合会の取組状況」

法務省の人権擁護機関が行う人権啓発活動の目的は、人権尊重思想の普及高揚とともに、様々な人権侵害行為を未然に防止することにあります。

札幌法務局及び同局が管轄する市町村に在住する人権擁護委員で組織された札幌人権擁護委員連合会では、前述した様々な人権課題につき人権啓発活動を行う中で、平成19年度、札幌人権擁護委員連合会内の男女共同参画社会推進委員会を中心に、「青少年啓発プロジェクト」を立ち上げ、デートDVの予防啓発を主とした青少年に対する啓発活動を実施すべく準備を開始し、平成20年

6月、同連合会では初めて、札幌市内の大学生を対象に「出前講座」の形式でデートDVの予防啓発活動を実施しました。

当時は、事例を交えながら、①DVとはなにか②愛情と束縛・支配の違い③互いに尊重することができる関係を築くにはどうすべきか④友人からDVに関する相談をされたときどうすべきか・・・などを内容とした講義、「恋人からの暴力・デートDV」のビデオ視聴及び学生によるロールプレイの手法により実施しました。

現在においても、人権擁護委員が学校を訪問し、学校長に対し、デートDVに関する予防啓発活動の必要性を説明するとともに、「デートDV出前講座」の開催につき協力を要請し、開催の申込みがされた学校において出前講座を実施しているところ です。

北海道内には、札幌法務局のほか、函館、旭川及び釧路の各地方方法務局が設置され、また、それぞれの地方方法務局が管轄する市町村に在住する人権擁護委員で組織する函館、旭川及び釧路人権擁護委員連合会が組織されており、道内の各地方方法務局及び各人権擁護委員連合会においても、工夫を凝らした「デートDV出前講座」が行われているところ です。

出前講座の実施においては、生徒及び先生方に出前講座に関するアンケートへの協力をお願いしているところですが、生徒の多くは、「デートDVの意味」「あらゆる暴力が相手に及ぼす影響」「互いに尊重し合

うことの重要性」についての理解を示し、多くの先生方からは、「デートDVに関する知識は、現代の生徒に必要なものであること」という感想が多く聞けます。

【指導者研修実施に当たっての目的とその成果について】

本指導者研修は、DV被害者に対する支援活動及びデートDVの予防啓発活動に取り組んでいる人権擁護委員、公的機関の相談員、NPO法人等の民間活動家及びスクールカウンセラー等の方々のスキルの向上及び官民の活動者間での相互連携体制が確立されることを期待し、ひいては、今後、官民の活動家が一体となって活動することにより、地域での予防啓発活動の充実強化、DV被害者の救済活動の更なる推進に繋がるものと考え実施したものです。

本研修後に実施したアンケート調査結果（研修員47名中30名の回答）につき、感想等を紹介しますと、◆「本研修内容が、今後、DV被害者に対する支援及び若年層に対するDV予防啓発活動を行う上で、参考になったか」との質問に対しては、回答者全員が参考になったと回答

◆研修内容

- ・デートDVの現状、課題を理解することができ、予防啓発を指導する者にとって、講演、グループワークは、今後の活動の参考となった。
- ・予防啓発の必要性和難しさを改めて認識した。

◆研修全般

- ・今後、内閣府作成の教材を活用していきたい。

・様々な機関から参加している受講者との情報交換ができ有意義であった。これを機会にお互い協力・支援体制ができればよい。

などの感想を多くいただいたことからすれば、当初の目的は、達成できたのではないかと考えております。

【おわりに】

札幌法務局では、本指導者研修によって確立された官民間の相互連携体制を基に、今後とも、当地域において、官民が力を合わせ、より効果的な予防啓発活動を推進することができるよう、人権擁護活動に取り組んでまいりたいと考えてます。



(指導者研修の風景)

Special Interview



被害者に寄り添った 支援の実現のために ～性暴力救援センター・大阪 SACHICO～

Katou Haruko

今回は、性暴力被害者に対する被害直後からの総合的支援を提供することができる施設を立ち上げた加藤治子さんにお話を伺いました。

— 『性暴力救援センター・大阪 SACHICO』についてお聞かせください。

加藤 SACHICO（サチコ）では、性暴力被害者に対する救急医療の提供と同時に心のケアも行う総合的な支援を提供しています。SACHICOという名前は、Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osakaの頭文字をとったものです。日本語にすると、性暴力危機治療の介入センター大阪となりますが、わかりやすく「性暴力救援センター・大阪」という名称にしています。

SACHICOでは、レイプや強制わいせつといった性犯罪被害者への対応を中心とした救急医療として、24時間対応のホットライン、産婦人科的診療（性器等身体的外傷への対処、緊急避妊、性感染症の検査と予防処置）、さらに証拠採取も行って

います。

また、性暴力被害者は心身とも非常に傷ついていますので、救急的対応を行うと同時に、心のケアも始めることが重要です。必要に応じて、カウンセラーや精神科医を紹介するほか、被害者に対し、「あなたは悪くない」というメッセージをしっかりと伝えて被害者のエンパワメントを支える場所としての役割も果たしています。

— SACHICOにはどのような設備があるのでしょうか。

加藤 SACHICOは病院内にありまして、その一室に24時間対応のホットラインを置き、支援員が常駐しています。電話でお話を聞いて、必要があればSACHICOへの来所をお勧めし、面談や産婦人科的診察を行います。

産婦人科外来の一般の患者さんと一緒に待つのは被害者にとって非常に苦痛ですので、待合室、面談室、診察室は一般の産婦人科外来とは別の場所に設けています。

診察室にはトイレとシャワー室を備えており、被害を受けてすぐに来所された場合には、ここでシャワー

を浴びることも可能です。

診察の際に採取した証拠物も保管できるようにしています。

— SACHICOはどのように運営されているのですか。

加藤 活動資金は、寄付をもとに設立した基金で賄っています。カウンセリング料の補助や医療費の貸与なども行っています。

SACHICOは病院内に設置しているため、24時間、産婦人科の医師が対応することができます。また、原則、女性の医師が対応するようにしています。

支援員は、電話相談の対応や、診察前の基本的情報の聞き取りなどを行っています。支援員は、養成講座・研修により、養成しています。

— 総合的支援を行うためにどのような連携がなされているのでしょうか。

加藤 SACHICOの機能を維持強化するために、関係機関とのネットワークを構築しています。カウンセラーやケースワーカー、臨床心理士、精神科医師、小児科医師、弁護士、法医学者のほか、警察や産婦人科医会等とも連携して支援を行って



加藤 治子

性暴力救援センター・
大阪（SACHICO）代表・
産婦人科医

かとう・はるこ／1974年大阪市立大学卒業、1975年より阪南中央病院勤務、産婦人科医療に従事。1986年より院内で助産師・臨床心理士たちと「周産期社会的ハイリスク研究会」を組織し、社会的・精神的にハイリスクな妊産婦を支援。2009年3月まで、阪南中央病院産婦人科部長。同年4月より「女性の安全と医療支援ネット」準備室室長。2010年4月より性暴力救援センター・大阪（通称SACHICO）代表。

被害者をいかに救うかということを第一に考え、寄り添うことのできる場所を

います。

被害者の了解があれば、警察への通報を行っており、その場合は、警察がSACHICOへ来て、被害者に事情を聴取してくれます。逆に、警察が被害者をSACHICOに連れて来ることもあります。

また、大阪弁護士会の方々が集まり、相談対応のためのシフトを組んでくださっていますので、弁護士さんに相談したい場合には、連絡をとることが可能です。

— SACHICOの立ち上げから半年が経ちました。

加藤 電話相談の件数は、9月までの半年間で700件を超えています。多くは過去の被害に苦しんでいる方です。レイプや強制わいせつの被害直後に来所した方は、半年間で39人いました。そのうち、20歳未満は25人（64%）でした。

これまでは、警察や養護教諭、親などから紹介されて来所するケースが多かったのですが、若い人にもSACHICOの存在を知ってもらえるよう、最近は携帯サイトに情報を載せています。

— 今後、SACHICOのような総合

支援施設が広まっていくには何が必要でしょうか。

加藤 実際に活動を始めてみて、支援が有効に機能するには、産婦人科医療と支援員による活動が密接にタイアップしていることが重要だと実感しました。病院内に設置しなくても、産婦人科医療にすぐにつなげられるような体制は必要だと思います。

とはいえ、被害者への対応は、ゆっくりと時間をかけて話を聞いた、診察などについても一つずつ本人に納得をしてもらって進めていく必要がある、診察だけでもとても時間がかかります。ですから、病院の協力と医者自身の理解が重要です。SACHICOは阪南中央病院の中に開設することができました。産婦人科として長年取り組んできた実績があり、病院側も積極的に協力してくれる素地があったのです。ですが、産婦人科医であれば、日常業務の中で性暴力被害に遭った患者さんを診ているわけですから、被害者支援のために何とかしなければならぬという問題意識を持っている医師は、全国にたくさんいるはず。そういう人を中心に、こういった施

設を作っていくということができると思います。

24時間対応でないといけないかというと、もちろんその方が望ましいとは思いますが、24時間対応に固執してできないという結論になるよりも、支援に取り組む施設が増えることが大事です。運営形態には、いろいろなバリエーションがあっていいと思います。

同時に、ホットラインの費用、設備費、運営費、被害者の医療費、カウンセリング料、病院への補助などが公的に保障されることが重要だと思います。

— 最後に、『共同参画』の読者や、誰にも相談できないでいる被害者の方へのメッセージをお願いします。

加藤 性暴力被害というのは、その人の生きる力を失わせてしまうほどのとても辛い体験です。まず、被害者をいかに救うかということを第一に考え、寄り添うことのできる場所が必要です。被害者の方が一人で悩まずに、SACHICOやこれから出来るであろう同様の施設を利用してくださることを願っています。

ワークライフ・マネジメント実践術⑦ 組織全体に浸透させる方法

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&
ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

モデル部署の実践

WLMを円滑に推進し、着実に定着させるためには、①WLBという考え方を理解させるアプローチとともに、②働き方を見直すことで、自分が楽になったと体感させるアプローチを車の両輪のように進めるとよい。

具体的には、組織をピラミッドに見立てて縦軸と横軸の双方からきめ細かく働きかけのべきだ。大まかにいえば、『意識啓発段階』では、経営トップ、管理職、職員といった『役職別』のアプローチが有効だ。

ピラミッドの上部に近い層には、企業経営の背景にある社会経済環境の変化を説明し、マクロの観点から取り組む必要性を論じる方が入りやすい。一方で、ピラミッドの下部に近い層には、勤労者の生活環境の変化を説明し、ミクロの観点から論じる方が有効だ。

また、『実践段階』では、現場（各部署）等の組織別のアプローチが有効だ。特に、大企業では、全社的な実践は難しいため、モデル部門の実践を集中的にサポートしてから、水平展開で他部門に広げていくのが効果的だ。筆者がお手伝いする場合には、事務局（多くは人事総務部）をモデル部署に選ぶことが多い。その理由は、事務局の業務量は増加傾向にあり、WLアンバランスになっているからだ。「他部のことをどうこう言う前に、自分たちはどうなんだ」という声が上がらないように、率先垂範していただく。この他、2年目以降、水平展開しやすいように、本社および地方の代表的な部署1つずつ取り上げることが多い（図表1）。

怠務マネジメントと滞務マネジメント

モデル部署で実践する際には、残業削減に伴う人件費カットが目的と従業員に誤解されないようにしないといけない。ワーク面では、業務改善でより価値の高い業務にエネルギーを振り向けられるという意義を、ライフ面ではメリハリワークで余った時間を活かせば、生活が充実していくという意義を実感できるように仕向けることが重要だ。

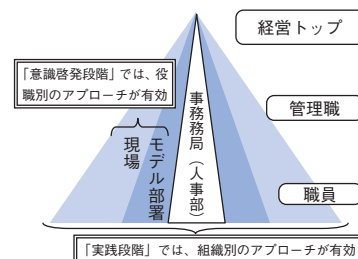
現場では、「WLBの理念はわかったので、ノウハウを知りたい」というニーズが強い。そういう場合は、タイムマネジメント研修を実施する（図表2）。

研修では、数百にのぼるノウハウの中から、職場特性に応じてカスタマイズしないといけないが、大半の現場では、業務をガラガラと続ける怠慢な社員もいる一方で、きわめて生産性が高いエース社員に対して過度に業務が集中する状況が起きている。タイムマネジメントは直訳すると時間管理だが、むしろ『業務管理』だ。筆者は、大きく『怠務マネジメント』と『滞務マネジメント』に分けている（いずれも筆者の造語）。

『怠務マネジメント』とは、ムダの多い業務をガラガラ続ける怠慢な姿勢を改めさせる『業務の進め方の見直し～個人の変革』だ。一方、『滞務マネジメント』とは、エース社員に業務が集中することで、業務全体の流れが滞っている状況を改善し、スムーズに流れるようにする『ワークフローの見直し～チームの変革』だ。

引き続き、次回、実例で述べたい。

図表1 WLMの浸透



図表2 某社におけるタイムマネジメント研修（例）

- 第一回：管理職なのに、毎日17時に退社する秘訣
- 1 長時間労働＝アウトプット増の意識を変える
 - 2 タイム・マネジメント総論
 - 3 『怠務マネジメント』と『滞務マネジメント』
 - 4 『個人』と『組織』のタイム・マネジメントの違い
 - 5 「言語化」できない管理職
 - 6 1日の初めにすること
 - 7 1日の終わりにすること
 - 8 仕事のタイプを判別
 - 9 自分の時間の使い方の改善点に気づく
 - 10 時間計測の仕方と目標設定
 - 11 仕事を時給で考える
 - 12 時間コストに見合った仕事かどうかをチェックする
 - 13 生産性向上のための3要素－仕事量を増やすと質が上がる
 - 14 スケジュール管理＝アポイント管理ではない
 - 15 集中できる職場環境
 - 16 時間の記録は改善点の宝庫
 - 17 優先順位の付け方
- 第二回：業務を“仕分け”する
- 1 事業仕分けならぬ、業務の仕分けが必要
 - 2 過剰品質がワークライフバランスの敵
 - 3 使途不明時間の把握
 - 4 コミュニケーションのルール化
 - 5 穴掘り＆穴埋め仕事への対応
 - 6 管理職自身のための仕事をさせない
 - 7 クレームおよび失敗への対応
 - 8 個人的問題への対応
 - 9 突発事態への対応
- 第三回：イクメン・介男子こそ職場改革の旗手
- 1 時間制約がある上司の方が部下は働きやすい
 - 2 「業務進捗表」で仕事を「見える化」
 - 3 業務を共有しておけば、いつでも休める
 - 4 工夫①～チームへの貢献ポイント
 - 5 工夫②～時間貯金ポイント
 - 6 工夫③～生産性向上ポイント
 - 7 効率的な業務遂行を評価する職場風土
 - 8 マニュアルを「たたき台」として活用する
 - 9 マニュアルで考える習慣をつける
 - 10 新メンバーが入るメリットと業務管理の大切さ



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府『ワークライフバランス官民連絡会議』『子ども若者育成・子育て支援功労者表彰（内閣総理大臣表彰）』委員、厚生労働省『イクメンプロジェクト』委員等の公職を歴任。

厚生労働省

○次世代育成支援対策推進法の成立と改正

少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えます。そのため、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目的として、平成15年7月に成立したのが「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」）です。平成17年4月から全面施行されました。

次世代法では、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上の労働者を雇用する事業主について、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備について「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」）を策定し、届け出ることを義務づけました。

さらに、我が国における急速な少子化の進行が厳しい見通しであることを踏まえ、平成20年11月に次世代法が改正され、平成23年4月1日からは従業員数101人以上300人以下の企業についても、行動計画の策定・届出等が義務づけられることとなりました。

○改正次世代法の施行に向けて

厚生労働省では、都道府県労働局雇用均等室から個別企業に直接働きかけを行うほか、業種別団体に対して会員企業への周知を要請したり、中小企業においても、行動計画を容易に作成できるよう、モデル行動計画例や届出様式をホームページに掲載する等の支援を行っています。

【モデル行動計画・届出様式ダウンロードコーナーアドレス】

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

○くるみん認定状況

厚生労働省では、次世代法に基づいて

行動計画を策定し、その計画目標を達成するなど一定の基準を満たした事業主を認定しています。この認定企業は、次世代認定マーク（左図、愛称：くるみん）を広告や商品、ホームページ等で表示することができ、「子育てサポート企業」として広くアピールすることが可能です。

平成19年4月に認定申請が開始されてから認定企業は着実に増加し、平成22年6月末現在で920社となり、昨年6月末時点に比べ203社増加しています。

認定企業のうち、労働者数が300人以下の中小企業の認定企業数は、昨年6月末時点に比べ58社増の130社であり、認定企業数に占める割合も14.1%と前回調査時点の10%から4.1ポイント上昇し、中小企業の比率が増加しています。

なお、認定企業名は都道府県労働局の各ホームページで閲覧できるほか、取組の詳細は、各社のホームページや「両立支援のひろば」でも確認できます。

【各都道府県労働局ホームページ一覧】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html>

【両立支援のひろば】

<http://www.ryouritsushien.jp/>

○おわりに

行動計画に基づき、仕事と子育てを両立させ従業員全体が働きやすい職場づくりを推進している企業においては、生産性と効率の向上や、出産・育児を理由に退職する従業員の減少による優秀な人材の定着等のメリットが得られています。

厚生労働省では、次世代育成支援の取組が従業員数101人以上の企業も含めた全ての企業に定着するよう、企業への指導や助成等の各種の施策を推進してまいります。



次世代認定マーク
(愛称：くるみん)

秋田大学における男女共同参画の取り組みについて

文部科学省

秋田大学では、平成17年2月の「男女共同参画推進委員会」、「男女共同参画推進専門委員会」の設置以来、男女共同参画に係わる取り組みは、着実に成果をあげてきました。平成19年度には「秋田大学男女共同参画推進のためのアクションプラン」を策定し、ポジティブアクションとワークライフバランスの実現のために検討を重ね、平成21年5月に男女共同参画推進室を開設し、平成21年度科学技术振興調整費・女性研究者支援モデル育成プログラムに採択されたことは、更なる発展のきっかけとなるものと考えられます。

これまでの取り組みをご紹介します。

■大学間連携と女性研究者支援in秋田

このプロジェクトは、秋田大学女性研究者の研究環境の整備と、本学を拠点とする県内大学間連携による女性研究者支援の地域社会への環流を目的とし、支援相談窓口の設置などによる育児・介護等の柔軟な支援、県内大学等との連携した代替要員制度の確立、女子大学院生に対する支援、特に理工系女子育成のためのロールモデル事業を行うことにより、女性研究者の裾野の拡大を図るものです。

まずは、多様な勤務形態の研究活動を可能とするための環境作りの一環として、育児や介護について気軽に安心して相談できるよう平成21年11月に支援相談窓口（コンシェルジュ・デスク）を開設し、スタッフの研修会を実施しつつ、相談体制の充実を図っています。

次に、学内保育施設（千秋保育園）に平成22年4月に病児・病後児保育室「ことりのおへや」を開設し、仕事の都合で自宅看護が困難な場合に家庭に準じた環境での看護・保育を可能としました。

更に、平成22年6月の育児・介護休業法の改正に合わせて、本学の利用可能な様々な制度を教職員のすべてが有効に活

用できるよう、わかりやすく雇用形態別に整理して一覧にした「コロコニガイドブック」を作成、配布しました。

平成22年9月には、「男女共同参画の現状と課題」をテーマにシンポジウムを開催し、県内大学等の参加を得てパネルディスカッションを行うなど、育児・介護休業によって必要となる代替要員制度の構築に向けた連携体制作りを進めています。

また、グローバルな視野での意識啓発のために、平成22年3月にはノルウェー王国大使館からドッテ・バック氏を、同年8月にはノルウェーのトロムソ大学医学部附属病院からトーベ・スメスロー氏を招いて講演会を実施し、先進国の取り組みを紹介しております。

その他、理工系女子育成のため、平成21年12月に「あなたも、もしかしたら工学女子？」と題して中高生向けイベント等も実施しています。

■ダイバーシティー尊重の風土醸成を目指して

今、激動する社会の中で、大学は、より一層、人材育成、知的創造の中核としての男女共同参画の推進を期待される存在となってきています。秋田大学では約2,000人の教職員が、様々な雇用形態によって勤務しています。制度自体はかなり整備してきた本学が取り組むべき次の課題は、ダイバーシティー尊重の風土を醸成し、ワークライフバランスの実現を目指した活動を行うことであり、これらの活動を通じて、教職員の制度活用の増進及び制度に対する理解の向上による利用しやすい環境づくりを推進しつつ、目標としている平成23年度女性教員比率18%達成を目指してこれからも努力していきます。



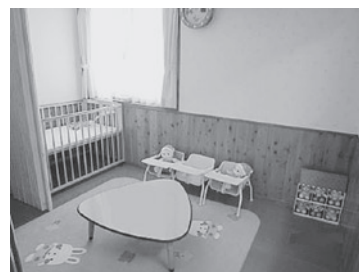
コロコニガイドブック



講演会「男女共同参画推進を考える」

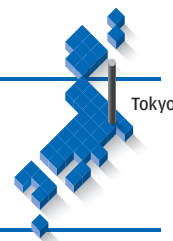


コンシェルジュ・デスク研修会



家庭的な雰囲気の「ことりのおへや」

秋田大学男女共同参画推進室コロコニ
TEL:018-889-2260
URL:<http://www.akita-u.ac.jp/coloconi/>



東京都

「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成について

東京都は平成22年3月、「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」を作成しました。今回は概要をご紹介します。

手引作成の目的・経緯

平成19年の法改正により、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされました。

現在、都内では区市町村全体で年間2万件超の相談に対応しているほか、普及啓発や自立支援等の取組を進めるなど、被害者支援において区市町村が果たす役割は増大しています。しかしながら、支援センター機能の整備については1区にとどまっていることから、都は、区市町村における機能整備に向けた検討や準備に役立てていただけるよう、本手引を作成しました。

手引の内容

以下、手引の掲載内容からいくつかのポイントをご紹介します。

◆支援センター設置の効果－新たに実施できるようになる業務－

支援センター機能の整備により、従来実施していた相談や自立支援等の業務に加え、新たな3つの業務－配偶者暴力の発見者からの通報受理等の業務、裁判所への書面提出等の保護命令関係業務、配偶者暴力被害相談の証明関係業務－を自ら実施できるようになり、被害者支援の迅速化が図れます。

◆区市町村の支援センターとの役割分担

役割分担の基本的考え方としては、国の基本方針を踏まえ、都の支援センターは、都における配偶者暴力対策の中核として、専門的・広域的な取組や区市町村

への支援等を担うことになります。一方、区市町村の支援センターは、被害者に最も身近な行政主体における支援の窓口として、相談、情報提供、自立に向けた継続的な支援等を行うことになります。

この考え方にに基づき、都の支援センターでは、区市町村への支援策として、相談員研修や関係機関のコーディネートを行う職員の養成研修、区市町村における配偶者暴力対策の推進に関する相談等を受け付ける窓口の設置をはじめ、様々な取組を実施しています。

◆区市町村支援センター設置の意義

都内区市町村での現在の取組状況を踏まえ、手引では以下のように設置の意義を整理しました。

- ・被害者支援の総合窓口が明確になることで、被害者が相談しやすくなり、早期発見につながる。
- ・関係機関の連携のコーディネータが明確になることで、行政以外の関係者も含めた連携が現状以上に進む。
- ・保護命令関係等の新たな業務を自ら行えるようになることで、被害者支援の迅速化が図れる。

区市町村支援センターの設置促進に向けて

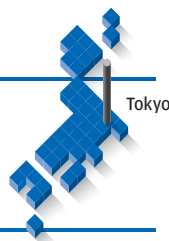
支援センター機能整備とともに区市町村の努力義務とされた配偶者暴力対策基本計画の策定については、現在、12区市が策定済みで、15区市が現在策定中です。都は、支援センターの設置機能整備又はその検討について基本計画に盛り込んでいただくよう働きかけるとともに、区市町村職員対象の研修等で本手引を活用し、支援センター設置の意義等について理解を深めていただくよう努めています。

今後とも、一つでも多くの区市町村で機能整備が進むよう取り組んでいきたいと考えています。

(生活文化局男女平等参画課)

「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」～掲載内容～

- 第1 区市町村における支援センター設置の進め方
 - 1 都における配偶者暴力相談等の現状
 - 2 配偶者暴力相談支援センター機能
 - 3 東京都の配偶者暴力相談支援センター
 - 4 都と区市町村の支援センターの役割分担
 - 5 全国の配偶者暴力相談支援センターの状況
 - 6 区市町村における配偶者暴力対策の現状
 - 7 区市町村支援センターの設置
- 第2 支援センターとしての新たな業務
 - 1 通報関係業務
 - 2 保護命令関係業務
 - 3 配偶者暴力被害相談の証明関係業務
- 第3 被害者支援の充実のために
 - 1 職務関係者による配慮
 - 2 関係機関との連携協力



大和証券グループ

大和証券グループのWLB

19時前退社の励行

時計の針が18時半を過ぎた頃、当社グループでは退社を急ぐ社員がエレベーターに列を成す光景が毎日見られます。当社グループでは2007年から毎日19時までに退社する取り組みを行っています。当初は反対の声もありましたが、トップ自ら「時間は自分でコントロールするものだ」と社員へ語り続け、働き方の大きな改革につながっています。

女性活躍支援からWLBへ

2009年に4名の女性役員が誕生し、現在は大和証券の11ヶ店で女性が支店長を務めています。しかし以前は結婚や出産を理由に退職してしまう女性が多かったです。そこで2005年に「女性活躍推進チーム」を発足、女性が働きやすい会社を目指して「女性活躍支援プラン」を策定し、制度を拡充しました。制度周知のために「育児支援ガイドブック」を全社員へ配布するとともに、育児支援サイトを新設。あわせて社員の育児関連スケジュールを把握し、人事部からフォローアップを行うなどの工夫もしました。

今では女性管理職も年々増えており、新卒採用においても男性より女性の入社が多くなっています。このように女性活躍支援の取組みがある程度浸透してきたこと、また女性活躍支援のためには男性を含めた両立支援が必要なことから、「男女共に働きやすい会社」を目指して、2008年4月にWLB推進委員会を設置しま

した。CEOがCWO（Chief Work-life-balance Officer）を兼任し、委員長を務めるこの委員会は定期的に開催され、WLB施策について毎回活発に議論を交わしています。

経営戦略としてのWLB

日頃の家族のサポートに感謝を含めて、毎年8月に「家族の職場訪問」を実施しており、今年は全国で4,345名の家族が参加しました。また社員専用のWLB推進サイト「ダイワWLBステーション」では、育児や介護に関する制度・情報の他、資格取得情報など、様々な情報を掲載すると共に、掲示板を設置し、社員同士のコミュニケーションに活用されています。

2009年度からの中期経営計画では、「高次元のWLBの実現」を謳っており、WLBを経営戦略の一環として推進しています。全ての社員が働きがいを感じ、社員とともに持続的に成長する企業、そして社員が仕事も私生活も全力で取り組むことで、一人ひとりの価値創造を最大化することを目指しています。

様々なWLB施策によって、自己研鑽に励む社員が増えており、さらに、一人ひとりが限られた時間の中で業務の効率化を考え、実践するようになったのではないかと思います。

WLBは、会社と社員のニーズがぴったり一致する非常に優れた施策で、企業の持続的成長のためには、遠いようで一番の近道だと確信しています。今後も活きた制度と施策を実施していきたいと思っています。

（人事部ワーク・ライフ・バランス推進課）



WLB推進委員会の様子



「家族の職場訪問」 社長と名刺交換

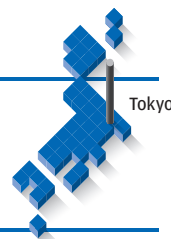


ダイワWLBステーション

会社概要／大和証券グループ

- 証券業を中核とする投資・金融サービス業を提供
- 従業員数：（連結）15,450人（2010年3月末）
- HP：<http://www.daiwa-grp.jp/index.cfm>

- 創業：1902年
- 本社所在地：東京都千代田区



マイクロソフト株式会社

NPOと企業との協働による自立支援事業：「女性のためのUPプログラム」

マイクロソフト（日本法人）が、社会貢献活動の一環として女性の自立支援について検討を開始したのは、丁度今から8年前の2002年でした。当時日本に赴任していた、本社のバイスプレジデント、パメラ・パスマンは、女性としての立場に強く迫られるものを感じ、世界第二の経済大国である日本において、何故これほどに女性の社会進出が遅れているのだろうかと疑問を持ち、社会貢献チームで調査を開始しました。調べれば、日本は、女性の政治参加や経済界における活躍、意思決定への参加を指標にしたGEM（ジェンダー・エンパワメント指数）が他の先進国に比べても低く（2002年32位、2009年57位）、加えて一般労働者の男女間賃金格差のみならず、父子世帯と母子世帯の比較でも、母子世帯の平均収入が圧倒的に低い状況を知ることになりました。母子世帯になる原因のひとつである離婚の理由には、DV（ドメスティック・バイオレンス）の割合が目立ち、その境遇におかれる女性たちの自立支援に何かお手伝いが出来ないものかと考えて、相談をした先が東京ボランティア・市民活動センターです。パートナー団体の紹介も得ながら、東京ボランティアセンター・市民活動センターと一緒に首都圏を中心とした活動を開始しました。丁度、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、少しずつ問題が顕在化していた時期でした。

私どもマイクロソフトのCSR活動は、その全てが自らの強みである「IT」を

軸に形作られています。社会参画と就労支援を目的とした「女性のためのUPプログラム」（UP=Unlimited Potential・人々の無限の可能性を意味する）も、支援の内容はIT講習です。今や紙とペンと同様のコミュニケーションツールであるパソコン、あるいはインターネットを使った検索のノウハウは、講習を受講する女性お一人お一人が仕事情報を検索し、交流の範囲を広げられ、履歴書を仕上げ、仕事の面接に臨む上で活用されています。しかし、私どもマイクロソフトが、ツールとしてのITスキルを、受講者一人一人のおかれた環境やニーズにあわせてお伝えしていく上で、この方面の社会課題に対する専門的な知識を持つパートナー団体の存在は実に大きなものでした。2006年、私どもは、NPO法人全国女性シェルターネットとNPO法人全国女性会館協議会という二つの全国ネットワークを持つ組織とパートナーシップを結び、「女性のためのUPプログラム」は、全国展開という大きな節目を迎えました。長年、困難な女性への支援に専門的な見識を持つ二つの団体よりアドバイスをいただき、どのようなIT講習に、どう取り組むべきから始まり、適切なプログラム作りを協議させていただくことによって、内容を充実させていきました。結果として、2006年～2010年（9月現在）にかけて全国で8,056名もの女性にIT講習を受講していただくことが出来ました。全国女性会館協議会とのパートナーシップは、現在も続いており、DV被害者に留まらず支援先を広げています。

（マイクロソフト社会貢献部 龍治玲奈）



女性のためのUPプログラム
「農業漁業等に携わる女性のための、ITを活用した起業支援事業」

マイクロソフトについて／マイクロソフトでは、「Realizing Potential = 世界中のすべての人々とビジネスの持つ可能性を最大限に引き出すために支援をすること」という企業ミッションを掲げています。ソフトウェアの力でこのミッションを実現するために、マイクロソフトではプラットフォームとテクノロジーを提供するほか、企業市民活動としてさまざまな取り組みを行っています。世界的な経済停滞下にある現在、日本において、新しい活力が生まれることはとても重要です。このような時期だからこそ、ITによる社会、経済の発展を支援する企業市民活動を積極的に推進し、企業としての社会的責任を果たしていきたいと考えています。

[News & Information]

1 News

内閣府

苦情処理取りまとめ結果公表

男女共同参画局では、男女共同参画社会基本法第17条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進等の施策（以下「男女共同参画関係施策」という。）についての苦情処理及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済状況について、毎年度国と地方公共団体の取組状況を調査し、男女共同参画会議の下に設置された監視・影響調査専門調査会に報告しています。

9月14日に平成21年(度)の状況について報告しました。平成21年度の男女共同参画関係施策についての苦情処理件数は、国で1,662件(注1)、都道府県・政令指定都市で40件(注2)となっています。また、男女共同参画に関する人権相談及び人権侵害における被害者救済に関する処理状況についてみると、法務省の人権擁護機関が平成21年中に取り扱った女性に関する人権相談等件数は38,796件ありました。都道府県・政令指定都市が平成21年度中に受け付けた人権侵害相談等件数中、配偶者等からの暴力に関するものが91,778件と最も多く、年々増加傾向にあります。

(注1) 平成21年度に受付及び処理を行った件数

(注2) 平成21年度新規受付・既受付件数（平成20年度以前に受け付け、当該年度末において未処理のもの）

3 News

内閣府

横浜シンポジアで女性を応援する
パネルディスカッションを開催！

9月22日、男女共同参画推進連携会議・横浜市・横浜商工会議所との共催で、APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合関連イベント「キャリアを拓く 私らしく」が開催されました。

まず、2010APECWLN実行委員会実行委員で、元日本BPW連合会会長の平松昌子氏のコーディネートのもと、横浜市長の林文子氏、廈門天能電子株式会社取締役社長のウー・ファイ・ファン（吳惠芳）氏、イムノエイト株式会社代表取締役社長の谷口郁子氏によるパネルディスカッションが行われました。この中で、「女性が経済活動に参画することの意義、夢を実現させて自分らしく働き続ける」をテーマに、自身の信念やチャレンジ、築いてきたキャリアについて語られ、参加者の意見も合わせて、これから新たな一歩を踏み出す女性たちに応援メッセージ（Yokohamaメッセージ）を発信しました。

続いて、参加者との交流タイムでは、名刺交換や意見交換が活発に行われ、女性のビジネスネットワークが広がっていました。

2 News

内閣府

WLNサイドイベント(男女共同参画推進連携会議・新宿区・早稲田大学)を開催



9月18日、早稲田大学国際会議場にて「自分らしく生きるための力（キャリア）－女性の経済活動への参画と自立－」をテーマに、シンポジウムが開催されました。

まず、2010APECWLN実行委員会の内永ゆかり委員長から、「仕事からの贈り物」と題した基調講演が行われました。

続いて「未来を拓く私たち女性」をテーマに、早大男女共同参画推進委員会副委員長の村田晶子教授をモデレーター、更生施設「けやき荘」所長の熊谷真弓氏、日本女子大学講師の島田京子氏、お茶の水女子大学学長特命補佐の坪田秀子氏、新宿区長の中山弘子氏、有限会社スカイビジネス代表の奈良順子氏をパネリストに、パネルディスカッションが行われました。

午後からは、桜美林大学助手の林加奈子氏、早大講師の新井浩子氏、同講師の安部芳絵氏、同助教の鴨川明子氏がコーディネーター、熊谷氏・島田氏・坪田氏・奈良氏がパネリストになり、4つのグループセッションが行われたほか、早大、お茶の水女子大、桜美林大、ICU等の多くの学生ボランティアも企画運営等に携わりました。

4 News

内閣府

理系女性のためのシンポジウムを開催！



9月22日、女性と仕事の未来館にて、男女共同参画推進連携会議・J-Win・IEEE JC WIEとの共催で、「理系女性のためのグローバルキャリアディベロップメント－APECエコノミーのロールモデルに学ぶ－」をテーマに、APEC/WLN会合サイドイベントが開催されました。

まず、2010APECWLN実行委員会副実行委員長で、リコーITソリューションズ株式会社取締役会長執行役員の國井秀子氏から、「日本企業におけるジェンダーバイアスの現状と施策」と題した基調講演が行われました。

続いて、「理系女性のためのグローバルキャリアディベロップメント」をテーマに、東京工業大学学術国際情報センター教授の山口しのぶ氏をモデレーター、IEEE WIE会長のイレナ・アトブ氏、北カトリカ大学准教授のエリザベス・ボン・ブランド氏、青島大学副学長のシャオ・フォンジン氏、日本電信電話株式会社NTTサービスインテグレーション基盤研究所主幹研究員の松浦由美子氏、ソニー株式会社システム技術研究所シニアリサーチャーの松山科子氏をパネリストに、ディスカッションが行われました。

[News & Information]

5

News

内閣府

NPO法人J-Winとの共催でグローバルリーダーを目指す女性のためのセミナーを開催



9月22日、東京大学情報学環・福武ホールにて、男女共同参画推進連携会議・J-Winとの共催で、「グローバルリーダーを目指して～グローバルに活躍する

APECの女性エグゼクティブたち～」をテーマに、APEC/WLN会合サイドイベントが開催されました。

まず、G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長の橘・フクシマ・咲江氏から、「グローバルリーダーの条件」と題した基調講演が行われました。

続いて、「グローバルリーダーを目指して」をテーマに、J-Win副理事長の佐々木順子氏をモデレーター、株式会社あおぞら銀行常務執行役員人事担当のアキレス美知子氏、Sr Dir, Public & Industry Policy Office, BANYU PHARMACEUTICAL CO., LTD.のエリザベス・コブス氏、Executive VP and COO of Prudential of Koreaのビー・オー・ソーン氏、Regional Channels Manager, Agfa ASEANのテリー・テオ氏をパネリストに、活発なディスカッションが行われました。終了後のアンケートでは満足度が非常に高いという評価が大半でした。

7

News

日本女性会議2010 きょうと実行委員会/京都市

「日本女性会議2010きょうと」(京都市)を開催



10月1日～10月3日の3日間、京都市の国立京都国際会館において日本女性会議が開催されました。

27回目となる今回は、「ひとりひとりが輝く、色彩あふれる世界へ」をテーマに、約3,200名の参加者が集い、男女共同参画について熱く語り合いました。

1日目は、まず受付で京都府下の授産施設で作った風呂敷に包まれた大会資料を配付した後、ジェンダー平等、女性への暴力やワーク・ライフ・バランスなど11のテーマに分かれた分科会を同時開催、夕方からは約1,000名の方が参加された交流会を開催しました。

2日目は、オープニングパフォーマンスとして茂山狂言会による狂言「濯ぎ川」からスタート。内閣府男女共同参画局の岡島敦子局長による基調報告や、千葉県の女性弁護士第1号として活躍してこられた渥美雅子さんとその夫の剛治さんによる対談と講談、また午後からは「異世代コミュニケーション～未来へつなぐ男女共同参画～」をテーマにしたパネルディスカッションを行い、「次の世代のために、生きづらさという荷物を置いていく時が来ている。」と呼びかけ、盛況のうちに大会が終了しました。

6

News

内閣府

堺市で女性と経済に関するシンポジウムを開催！



9月23日、堺市民会館大ホールにて、男女共同参画推進連携会議・ユニフェム(国連女性開発基金)日本事務所・堺市・堺市女性団体協議会・堺商工会議所との共催で、「女性パワーで 新たな経済社会を！～ワーク・ライフ・バランスで家庭・地域・企業が元気に～」をテーマに、APEC女性リーダーズネットワーク(WLN) 会合関連イベントが開催されました。

「女性のエンパワーメントのための指針」賛同企業・団体認証式では、2010年3月8日の国際女性デーにユニフェムが国連グローバル・コンパクトと共に発表した同指針に、日本で初めて署名した25の企業と団体へ、認証状が授与されました。

続いて、堺市女性団体協議会山口典子委員長によるコーディネートのもと、国連女性開発基金モエズ・ドレイド事務局長次長、シャープ株式会社谷口信之取締役兼執行役員、P&Gジャパン株式会社野上麻理バイスプレジデント、関西学院ルース・M・グルーベール院長をシンポジストに招き、「女性パワーの活用が新たな経済社会の創造になる」というシンポジウムが開催されました。

8

News

内閣府

全国男女共同参画宣言都市サミットinおおふなとを開催



大船渡市では、10月8日に「全国男女共同参画宣言都市サミットinおおふなと」を開催し、全国から1,100名の参加をいただきました。

内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告された後、弁護士の住田裕子氏により「老若男女共同参画 動き出そう とともに笑顔の社会をめざして」と題し、基調講演が行われました。講演では、社会への女性参画と積極的にチャレンジすることの大切さを、自身の体験談にユーモアを交えながら話されました。そして、「男女共同参画は女性が偉くなることではなく、女性の活躍で地域が良くなり、最終的に平和になること」と結び、満場の拍手を浴びました。

後半は、もりおか女性センター長の平賀圭子さんをコーディネーターに男女共同参画宣言都市である神奈川県相模原市、兵庫県宝塚市、大船渡市の3名の市長によるシンポジウムが行われ、各市の施策展開や、女性の登用など男女共同参画推進への意気込みが熱く語られました。最後は、三市により共同宣言が読み上げられ、盛況のうちに幕を閉じました。

[News & Information]

9 News

国立女性教育会館

「平成22年度女性のエンパワーメント国際フォーラム」実施報告



国立女性教育会館は、10月9日（土）に女性リーダーの育成に果たす教育の役割をテーマとして、「平成22年度女性のエンパワーメント国際フォーラム」を開催しました。第一部ではイン・カンタ・パピーカンボジア王国女性省大臣と目黒依子上智大学名誉教授による基調講演がおこなわれました。第二部のパネルディスカッションでは「女性のエンパワーメントとリーダーシップ：生涯教育の貢献」について、国際機関、韓国、アフガニスタン等の事例報告がなされました。

一部と二部の間におこなわれたポスターセッションでは、「国際フォーラム」に先立って会館が実施した「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」の14名の研修生が説明を担当し、各国のジェンダー平等政策について参加者と活発な情報交換がおこなわれました。

12 Info

国立女性教育会館

来館者への図書の館外貸出サービスを拡大しました

国立女性教育会館女性教育情報センターでは、研修、学習、調査研究等で会館を利用される方へ、図書の貸出サービスを拡大しました。

会館利用中にご利用になった図書を、貸出登録手続きにより、自宅でもご利用いただけます。

図書の返却は、来館のほか、送料をご負担いただくことで郵送でも受け付けます。

【館外貸出 貸出条件】

貸出対象資料	冊 数	期 間
図 書	5冊	3週間

このサービスをご希望の方は、本人及び現住所が確認できるもの(免許証等)をお持ちのうえ、女性教育情報センターで平日9:30～16:30に手続きを行ってください。

館外貸出の詳細は、国立女性教育会館ホームページ(<http://www.nwec.jp/jp/center/page01.html>)をご覧ください。

10 Info

人事院

国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間(12月4日～10日)

人事院では、防止週間に下記の行事を開催します。

【国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム(東京都)】
日時：11月25日(木) 13:15～16:30 場所：発明会館
テーマ：セクシュアル・ハラスメントをなくすために管理・監督者が果たすべき役割

問合せ先：人事院職員福祉局職員福祉課 TEL03-3581-5311

【国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止講演会】
11月25日(仙台市) 12月3日(那覇市) 12月7日(高松市)
問合せ先：人事院各地方事務局(所)

11 Info

内閣府

2010APECWLNサイドイベント 開催中！

【今年中に予定しているイベント】

【1. ～地域を変える女性起業家たち～】

日時：11月27日(土) 13時～16時30分(受付：12時30分～)

場所：エル・パーク仙台 スタジオホール

共催：日本BPW連合会

【2. 男女共同参画推進長野セミナー】

日時：12月11日(土) 13時～16時

場所：長野県男女共同参画センター

共催：(社)国際女性教育振興会、同長野県支部

13 Info

法務省

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

近時、DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとする「女性に対する暴力」、「セクシュアル・ハラスメント」、「ストーカー行為」など、女性をめぐる人権問題は、社会的に大きな問題となっています。

全国の法務局・地方法務局では、女性からの相談を専門に取り扱う専用相談電話「女性の人権ホットライン」(0570-070-810)を設置して、女性に対する人権侵害に関する相談に応じています。下記の期間は、その相談受付時間を拡大することとしています。

記

期 間：平成22年11月15日(月)～21日(日)

受付時間：平日(11月15日～19日)は、

午前8時30分から午後7時まで。

土・日曜日(11月20日、21日)は、

午前10時から午後5時まで。

場 所：全国の法務局・地方法務局(電話)

電話番号：0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)

リレートーク

Relay Talk 1

ストップDV・サポートの会 事務局

Kuromatsu Masayo

黒松 正代



平成17年5月、徳島県内のDVなどの暴力を受けた被害当事者とその家族が当面の困難な状況から脱却できるよう、会費などを基金として積み立て、被害当事者に無利子で支援金をお貸しするサポート基金「森」を設立しました。5年余りで35件(平成22年9月25日現在)ご利用いただいています。

また、女性への暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの普及活動を行っており、昨年度は徳島市との協働事業「キャンドルナイト～ひとりひとりが輝く徳島に～」でリボンの代わりに暴力を許さない想いのメッセージを書いたパープルハンカチをキャンドルとともに展示し、灯火を一つの命の輝きと据え、命の尊さ、それぞれが輝くため互いを尊重する大切さを訴えるイベントを開催しました。

今後も暴力のない安心、安全に暮らせる徳島に一步でも近づく活動を続けていきたいと思っています。

Relay Talk 2

札幌市男女共同参画センター 所長

Okamoto Mineko

岡本 峰子



札幌市の男女共同参画センターは、さっぽろ駅に隣接した地の利に加えて住民生活に関連した複合施設のため、市民が集う世代交流と男女共同参画の学び合いの場として年間56万人もの利用がある施設です。

2008年には男女共同参画「気づきのための実践ノート」を発行し、掲載したワークショップを企業や組合団体、官公庁にて出張講座として実践しています。さらに今年度からはワークショップのファシリテーターを養成する事業もスタートしました。

そのほかに、家裁調停員やマザーズ・ハローワーク、女性活動団体、NPOなどとの共催事業などを数多く実施しております。これからもさまざまな年代、分野の方々と協働し、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

編集後記

11月12日から25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、女性団体など関係団体等が女性に対する暴力の根絶に向けて、様々な取組を展開します。

この運動の最終日である11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」であり、本年も昨年と同様に、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるキャンペーンを実施します。被害者に対して「大丈夫。一人で悩まず相談して!」と呼びかけるメッセージとして、運動のシンボルの「パープルリボン」にちなんで、東京タワーが紫色をイメージしたカラーにライトアップされる予定です。

(編集デスク M.T)

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」11月号

www.gender.go.jp

第29号●2010年11月10日発行
編集・発行●内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話●03-5253-2111 (代)
印刷●中和印刷株式会社

相談しても
ムダかも

自分さえ
我慢
すればいい

他人を
巻き込み
たくない

相談したことが
ばれるのが怖い

恥ずかしくて
誰にも言えない

話すことで
思い出し
たくない

相手の行為は
愛情表現だ

相談するほど
じゃない

周りに
知られたく
ない

大丈夫。
その不安ごと
聞かせてください。

ここに電話
DV 0570-0-55210
相談ナビ

配偶者からの暴力(DV)に悩んでいる方へ、あなたのお近くの相談窓口をお答えします。

女性に対する暴力をなくす運動

平成22年11月12日(金)～11月25日(木)

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、
女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。



内閣府
配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>



内閣府
配偶者暴力相談支援センター（携帯電話用サイト）
http://www.gender.go.jp/e-vaw/keitai/soudan/DV_center.html



「パープルリボン」は、
女性に対する暴力被害者の
シンボルマークです。

男女共同参画推進本部